

三者連携！

相続登記等相談会



法務局

司法書士会

土地家屋
調査士会



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする**三者連携無料相談会**を行っています。**なお、申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。**

本局会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場 所】
九段第2合同庁舎（東京都千代田区九段南一丁目1番15号）

【日 時】
令和7年4月16日（水）、5月14日（水）、7月16日（水）、8月13日（水）、9月17日（水）の午後1時～4時

◎6月は、〔一斉「相続・遺言」説明会＆相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

港会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場 所】東京法務局港出張所2階
（東京都港区東麻布二丁目11番11号）

【日 時】
祝日を除く
・司法書士による相談
毎週水曜日 午後1時～4時

・土地家屋調査士による相談
第3水曜日 午後1時～4時

府中会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場 所】東京法務局府中支局3階
（東京都府中市新町二丁目44番地）

【日 時】
祝日を除く
・司法書士による相談
第1、第3水曜日 午前9時～午後4時



・土地家屋調査士による相談
第3水曜日 午後1時～4時

※令和7年6月から土地家屋調査士による相談も開始

墨田会場（司法書士・土地家屋調査士による相談）

【場 所】東京法務局墨田出張所1階
（東京都墨田区菊川一丁目17番13号）

【日 時】
祝日を除く
・司法書士による相談
毎週月曜日～金曜日 午後2時～午後4時

・土地家屋調査士による相談
第3水曜日 午前9時～正午まで

※令和7年7月から土地家屋調査士による相談も開始予定

豊島会場（司法書士による相談）

※1日4組まで

【場 所】東京法務局豊島出張所4階会議室
（東京都豊島区池袋4丁目30番20号）

【日 時】
毎月第1、第3、第5水曜日（祝日を除く）
午後1時から午後3時まで

城北会場（司法書士による相談）

※1日6組まで

【場 所】東京法務局城北出張所4階会議室
（東京都葛飾区小菅4丁目20番24号）

【日 時】
祝日を除く
毎月（10月、2月を除く）第1、第3水曜日
午後1時から午後4時まで

◎6月は、〔一斉「相続・遺言」説明会＆相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

【問合せ】東京法務局民事行政調査官室
☎03-5213-1319
（午前9時から午後5時まで）

各会場共通

- 予約不要。受付状況により受付を終了させていただきますので、御注意ください。
- 相談時間は、1回20分以内です。
- 各会場の詳細は、当局ホームページを御確認ください。



三者連携相続登記支援室

相談例



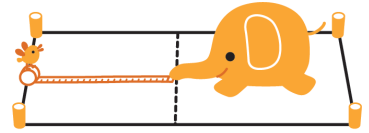
しほたん ©東京司法書士会

相続登記に関わる様々な疑問や不安にお答えします

例えば…

- * 「相続人」は「私だけ」と思っていたのに、 そうではないの？
- * 「戸籍」が必要と言われたけれど、どうやって発行してもらうの？
- * 登記を調べたら、「所有者の名前が何十年も昔に亡くなった祖父」になっていた。
- * 「法定相続情報一覧図」や「遺産分割協議書」って？必ず作らなければならない？

親から相続した土地を兄弟姉妹で分割したい。
どのような手続きが必要ですか？



エコソウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキョウネ」

その土地の境界調査、測量、隣接所有地との境界立会などを経て、土地の「分筆登記」を行います。その後、各土地を相続した方の名義とする「相続登記」を行います。なお、土地の「分筆登記」は土地家屋調査士が代理人となって業務を行います。「相続登記」は司法書士が代理人となって業務を行います。

東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 境界を 決めて兄弟 仲良くね (広島県・江戸の隠居)

相続した建物が未登記であった。
どのような手続きが必要でしょうか？



エコソウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会

まず、建物の「表題登記」を行い、法務局において登記記録（登記簿）を作ります。その後、相続した方を名義人とする「所有権保存登記」を行います。相続が発生した後に「表題登記」を申請することも可能ですが、手続きが煩雑になることもあります。所有している建物が正しく登記されているか調べておきましょう。なお、建物の「表題登記」は土地家屋調査士が代理人となって業務を行います。「所有権保存登記」は司法書士が代理人となって業務を行います。



東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 終活は 登記申請 土地家屋 (三重県・あっちゃん)

将来の相続に備えて、土地の境界を
はっきりしておきたいのですが…。



エコソウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会

「土地の境界」については土地家屋調査士に相談しましょう。

大切な財産である土地について、将来お子さんが相続する時に困らないように、その土地の境界やブロック塀の所有、お隣の土地所有者のことなどについて知っているご自身が元気なうちに、土地の境界をはっきりさせて、境界標識を設置しておきましょう。

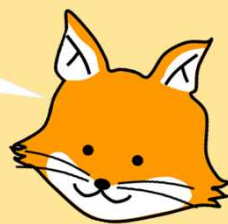
東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 終活に 敷地境界 子に見せる (岐阜県・かきくけ子)

本局会場

予約不要・無料

相続登記等相談会



不動産登記促進イメージキャラクター
トウキツネ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする相談会を行っています。専門家である司法書士や土地家屋調査士と直接お話することができる機会に、是非ご相談ください。

各会場の詳細は、東京法務局ホームページを御確認ください。



本局会場では、**司法書士と土地家屋調査士**による相談会を開催します。遺産の相続や相続登記の手続（司法書士）、または、相続した土地を分割したい、相続した建物が未登記だった、相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい（土地家屋調査士）といった相談をすることができます。

注）申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。



エコゾウ&トツチ ©東京土地家屋調査士会

【場 所】

九段第2合同庁舎（12階会議室）

（東京都千代田区九段南1-1-15）

※4月、8月は、九段第2合同庁舎地下1階会議室で行います。

【開催日程】午後1時から午後4時まで

令和7年4月16日(水)、5月14日(水)、7月16日(水)、8月13日(水)、9月17日(水)

※受付状況により、受付を終了させていただきますので、御注意ください。

※相談時間は1回20分以内です。

◎6月は、「一斉「相続・遺言」説明会&相談会」にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

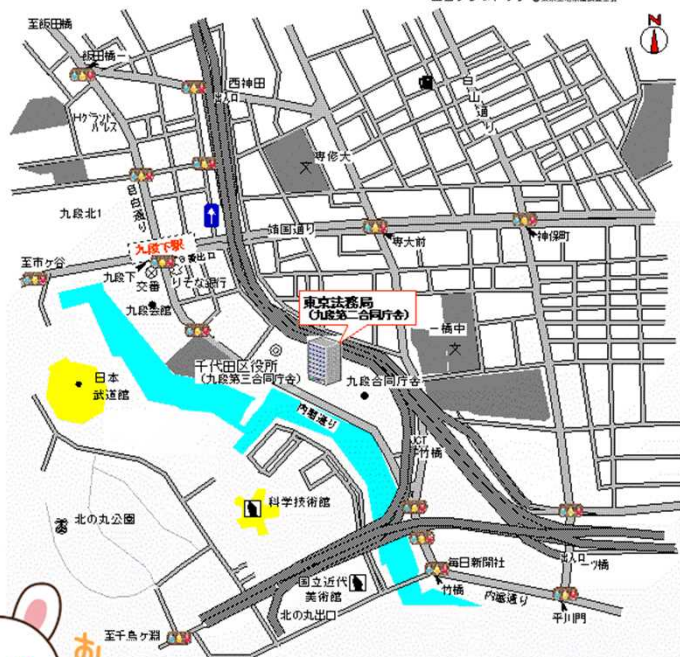
【問合せ】

○東京法務局民事行政部調査官室

☎03-5213-1319



しはたん©東京司法書士会



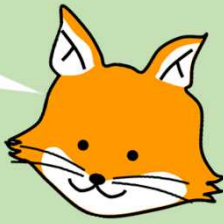
三者連携相続登記支援室

令和7年4月版

港会場

予約不要・無料

相続登記等相談会



不動産登記促進イメーゲンキャラクター
トウキツネ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする相談会を行っています。専門家である司法書士や土地家屋調査士と直接お話することができる機会に、是非ご相談ください。

各会場の詳細は、東京法務局ホームページを御確認ください。



港会場では、**司法書士と土地家屋調査士**による相談会を開催します。遺産の相続や相続登記の手続（司法書士）、または、相続した土地を分割したい、相続した建物が未登記だった、相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい（土地家屋調査士）といった相談をすることができます。

注）申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。



エコソウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会

【場 所】

東京法務局港出張所 2 階

（東京都港区東麻布二丁目 1 1 番 1 1 号）

【開催日程】 祝日を除く

司 法 書 士	毎 週 水 曜 日	午後1時～4時
土 地 家 屋 調 査 士	第 3 水 曜 日	

※受付状況により、受付を終了させていただきますので、御注意ください。

※相談時間は1回20分以内です。

【問合せ】

○東京法務局民事行政調査官室

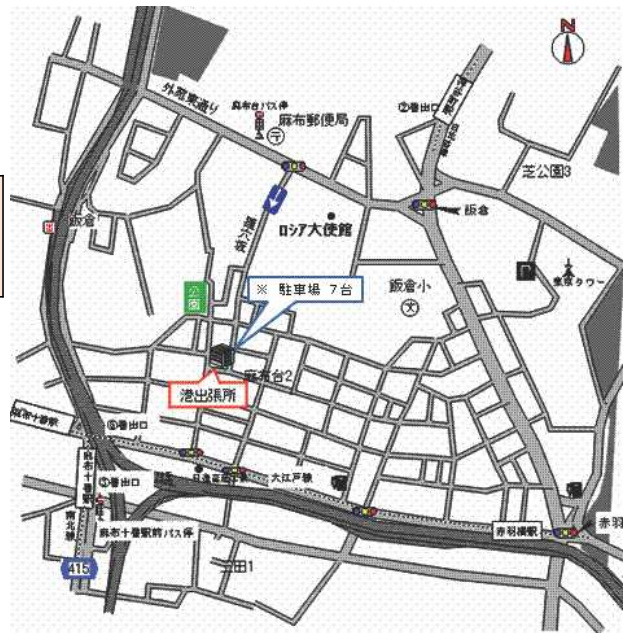
☎03-5213-1319

○東京司法書士会港支部（問合せ時間 平日午前10時～午後5時）

☎070-1458-3710



しばたん 東京司法書士会



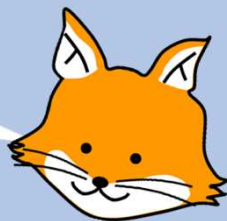
三者連携相続登記支援室

令和7年4月版

府中会場

予約不要・無料

相続登記等相談会



不動産登記促進イメージキャラクター
トウキョウ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする相談会を行っています。専門家である司法書士や土地家屋調査士と直接お話することができる機会に、是非ご相談ください。

各会場の詳細は、東京法務局ホームページを御確認ください。



府中会場では、**司法書士と土地家屋調査士(※)**による相談会を開催します。遺産の相続や相続登記の手続(司法書士)、または、相続した土地を分割したい、相続した建物が未登記だった、相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい(土地家屋調査士)といった相談をすることができます。

注) 申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。

※土地家屋調査士による相談は、令和7年6月から開始予定です。



エコゾク&トッチ ©東京土地家屋調査士会

【場 所】
東京法務局府中支局 3階
(東京都府中市新町2丁目44番地)

【開催日程】 祝日を除く

■司法書士

第1水曜日(東京司法書士会武蔵野支部担当)
第3水曜日(東京司法書士会府中支部担当)
午前9時から午後4時まで
(正午から午後1時を除く)

■土地家屋調査士(令和7年6月から)

第3水曜日(東京土地家屋調査士会)
午後1時から午後4時まで

※受付状況により、受付を終了させていただきますので、御注意ください。

※相談時間は1回20分以内です。

【問合せ】

○東京司法書士会武蔵野支部	☎042-227-6761
○東京司法書士会府中支部	☎042-334-2700
○東京法務局民事行政部調査官室	☎03-5213-1319

※徒歩の場合、両駅から30分以上かかります。

※駐車場 57台あり

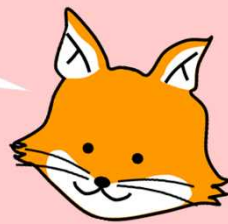


しほたん©東京司法書士会

墨田会場

予約不要・無料

相続登記等相談会



不動産登記促進イメージキャラクター
トウキツネ

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする相談会を行っています。専門家である司法書士や土地家屋調査士と直接お話することができる機会に、是非ご相談ください。

各会場の詳細は、東京法務局ホームページを御確認ください。



墨田会場では、**司法書士**と**土地家屋調査士**による相談会を開催します。

遺産の相続や相続登記の手続（司法書士）、または、相続した土地を分割したい、相続した建物が未登記だった、相続に備えて土地の境界をはっきりしておきたい（土地家屋調査士）といった相談をすることができます。

注）申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。

※土地家屋調査士による相談は、令和7年7月から開始予定です。



しほたん©東京司法書士会

【場 所】

東京法務局墨田出張所 1 階
（東京都墨田区菊川一丁目 1 7 番 1 3 号）

【開催日程】 祝日を除く

■司法書士

月曜日から金曜日

午後 2 時から午後 4 時まで

■土地家屋調査士（令和 7 年 7 月から）

第 3 水曜日

午前 9 時から正午まで

※お盆や年末年始期間は、開催日が変更となる場合があります。

詳しくは、下記までお問合せください。

※受付状況により、受付を終了させていただきますので、御注意ください。

※相談時間は 1 回 2 0 分以内です。

【問合せ】

○東京司法書士会墨田・江東支部 ☎03-3635-1900

○東京法務局民事行政部調査官室 ☎03-5213-1319



※ 駐車場 3 台
（駐車台数が少ないので、できるだけ公共交通機関をご利用いただき、お車でのご来庁はご遠慮ください。）



エコソウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会